

令和5年度 南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 5年 4月 4日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 5年 4月 4日

開 議 令和 6年 2月 28日 午前10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 な し

出席議員

1番 後藤道子議員	6番 上之園健三議員	10番 幸福恵吾議員
2番 森田重義議員	7番 津崎淳子議員	11番 大坪満寿子議員
3番 日高孝壽議員	8番 平瀬十助議員	12番 木佐貫徳和議員
5番 欠 席	9番 大村明雄議員	13番 松元勇治議員

欠席議員 5番 浪瀬 敦郎 議員

会議録署名議員：（8番）平瀬 十助 議員 （9番）大村 明雄 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 君 （書記）平瀬戸 ゆかり君

（書記）木佐貫 里子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中之浦伸一君
副 町 長	竹 野 洋 一 君	経 済 課 長	新 保 哲 郎 君
教 育 長	山 下 四 郎 君	教育振興課長	松 山 隆 広 君
総 務 課 長	熊 之 細 等 君	税 務 課 長	畦 地 茂 穂 君
支 所 長	坂 口 達 郎 君	町民保健課長	戸 島 和 則 君
会 計 管 理 者	黒 江 鳴 美 君	農業委員会事務局長	木 佐 貫 公 子 君
企画観光課長	愛 甲 真 一 君	総務課課長補佐	古 殿 裕 一 郎 君
建 設 課 長	中 村 喜 寿 君	総務課係長	原 琢 磨 君
		総務課係長	若 松 勝 男 君

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議に付した事件： 議事日程のとおり

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和6年 2月 28日 午後 2時25分

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定
- 日程第 3 諸般の報告

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

- 日程第 4 議案第 44号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算(第15号)について
- 日程第 5 議案第 45号 令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 6 議案第 46号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 7 議案第 47号 令和5年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 8 議案第 48号 令和5年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 9 議案第 49号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 10 議案第 50号 令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 11 議案第 51号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算(第5号)について
- 日程第 12 議案第 52号 権利の放棄について議決を求める件
- 日程第 13 議案第 53号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について議決を求める件
- 日程第 14 議案第 54号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件
- 日程第 15 議案第 55号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 16 議案第 56号 南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 17 議案第 57号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 18 議案第 58号 南大隅町漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 19 議案第 59号 南大隅町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 20 議案第 60号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 21 議案第 61号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 22 議案第 62号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 2 3	議案第 6 3 号	南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 4	議案第 6 4 号	南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 5	議案第 6 5 号	南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 6	議案第 6 6 号	南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 7	議案第 6 7 号	南大隅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 8	議案第 6 8 号	南大隅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 9	議案第 6 9 号	南大隅町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 3 0	議案第 7 0 号	南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 3 1	議案第 7 1 号	南大隅町雄川の滝公園の設置及び管理に関する条例制定の件

(議案上程・説明・質疑・委員会付託)

日程第 3 2	議案第 7 2 号	令和 6 年度 南大隅町一般会計予算について
日程第 3 3	議案第 7 3 号	令和 6 年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第 3 4	議案第 7 4 号	令和 6 年度 南大隅町診療所事業特別会計予算について
日程第 3 5	議案第 7 5 号	令和 6 年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
日程第 3 6	議案第 7 6 号	令和 6 年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
日程第 3 7	議案第 7 7 号	令和 6 年度 南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第 3 8	議案第 7 8 号	令和 6 年度 南大隅町水道事業会計予算について
日程第 3 9	議案第 7 9 号	令和 6 年度 南大隅町下水道事業会計予算について

▼ 開 会

議長（松元勇治議員）

ただいまから令和5年度南大隅町議会定例会3月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、平瀬十助議員及び大村明雄議員を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（松元勇治議員）

日程第2、審議期間の決定の件を議題とします。
3月会議の審議期間は、本日から3月19日までの21日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、3月会議の審議期間は、本日から3月19日までの21日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（松元勇治君）

日程第3、諸般の報告を行います。
監査委員から12月から2月までの例月出納検査の結果及び随時監査に関する報告が提出されました。
次に、本日までに受理した要望書及び陳情書は、別添のとおりお手元に配布いたしました「要望及び陳情書の写し」のとおり、配布及び所管の常任委員会に付託しましたので、口頭報告を省略します。
また、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されました。

系統議長会関係では、2月20日、県町村議会議長会第75回定期総会が開催され、令和4年度決算の承認及び、令和6度事業計画及び予算が議決されました。

また、わたくしが議会の運営及び地域の振興発展に特に顕著なる功績があった者の特別功労者として全国町村議会議長会より表彰され、伝達を受けたところがあります。

肝属郡町村議会議長会第238会定期総会については、2月21日に鹿児島市で開催され、令和6度行事計画及び令和6度予算が議決されました。

そのほか、一般的事項につきましては、お手元に配付いたしておりますので、口頭報告を省略します。

- ▼ 日程第4 議案第44号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第15号）について
- ▼ 日程第5 議案第45号 令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第6 議案第46号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- ▼ 日程第7 議案第47号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について
- ▼ 日程第8 議案第48号 令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第9 議案第49号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第10 議案第50号 令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第11 議案第51号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）について

議長（松元勇治議員）

日程第4、議案第44号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第15号）についてから、日程第11、議案第51号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

おはようございます。3月会議よろしくお願いたします。

それでは、説明を申し上げます。

ただ今、一括提案となりました、議案第44号から議案第51号までの8件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号は、令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第15号）についてであり

ます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7千5百71万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を86億4百97万1千円とするもののほか、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正、地方債の補正であります。

歳出予算は、肝属郡医師会立病院再整備事業補助金、ねじめ温泉ネッピー館温泉施設・設備改修事業、減債基金積立金などの計上及び事務事業の決算見込みによる増減を行い、歳入予算では、歳出の増減に伴う、特定財源、一般財源について調整したところでございます。

また、繰越明許費の設定では、証明書コンビニ交付システム改修事業ほか20件につきまして、事業が令和5年度中に終了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定め、債務負担行為補正につきましては、観光モデルコース造成事業委託など令和6年度の業務委託料の追加を計上し、また、地方債においては、限度額の追加と変更を行っております。

次に、議案第45号は、令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7百41万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億5千4百99万7千円とするものであります。

今回の補正は、事業費の決算見込みによる調整等を行ったところであります。

次に、議案第46号は、令和5年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千1百70万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3千2百37万4千円とするものであります。

今回の補正は、人件費及び事業費の決算見込みによる調整を行ったところでございます。

次に、議案第47号は、令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千3百77万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4千6百36万7千円とするものであります。

今回の補正は、基金積立金及び介護給付費負担金など決算見込みによる調整を行ったところでございます。

次に、議案第48号は、令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1千5百17万円とするものであります。

今回の補正は、事業費の決算見込みによる調整であります。

次に、議案第49号は、令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2百20万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7千8百70万2千円とするものであります。

今回の補正は、事業費の決算見込みによる調整を行い、第2表では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第50号は、令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千4百15万6千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を1億4千4百66万1千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みによる調整を行ったものであります。

次に、議案第51号は、令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

本件は、収益的収入に74万円を追加し、収益的収入の予定額を3億1千7百35万4千円とし、収益的支出に6千円を追加し、収益的支出の予定額を3億9百97万4千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、予算の調整を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（熊之細等課長）

それでは、議案第44号 一般会計補正予算（第15号）についてご説明いたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、事業費確定及び決算見込み等による予算の調整を行うものが大半でございます。主なもののみご説明いたします。

歳入でございますが、17ページをお願いします。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入5百69万8千円、続いて、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金2百19万9千円は、額の確定による追加でございます。次の同項2目ふるさと納税寄附金3百万円は、実績を見込み予算計上をいたしました。18ページをお願いします。

21款諸収入、3項雑入、1目雑入、ページ下段ですが、町有自動車損害共済金は、消防ポンプ車等の共済金として2百3万5千円、県市町村振興協会市町村交付金として2百79万5千円、派遣職員給与負担金5百40万4千円は、派遣職員の人件費分として鹿児島県が負担するものでございます。引き続き、次のページ19ページですが、災害対策費用保険金2百87万3千円は、台風災害対応に係る保険金でございます。

次に、22款町債、1項町債、2目衛生債4千6百40万円は、肝属郡医師会立病院再整備事業の財源として、同項4目商工債4千6百50万円は、ねじめ温泉ネッピー館温泉施設設備改修事業の財源として、同項5目土木債、1節道路橋梁事業債にあります町道整備事業債1千4百50万円は、町道塩入中線の舗装工事等に係る財源として計上いたしました。

次に歳出でございますが、23ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金に派遣職員給与負担金8百98万円、県派遣職員に係る人件費負担金でございます。25ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、11節役務費に、通信運搬費2百21万円は、ふるさと納税事業に係る返礼品送料の追加でございます。27ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、22節償還金利子及び割引料5百74万5千円は、障害者自立支援給付費など国や県の補助事業確定に伴う精算返納金でございます。続いて、14目減債基金費1千6百94万円は、臨時財政対策債の償還分として交付税措置されたものを計上いたしました。32ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、18節負担金補助及び交付金に、障害者福祉施設整備事業として5百万円を計上いたしました。34ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、7目介護保険費、27節繰出金2百38万7千円は、介護

保険事業の決算見込み調整に係る繰出金でございます。35ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金4千7百62万2千円は、肝属郡医師会立病院再整備事業に係る補助金でございます。46ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、4目観光施設費、14節工事請負費に、ねじめ温泉ネッピ一館温泉設備改修事業として4千6百50万円を計上いたしました。

次に、繰越明許費ですが7ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費につきましては、証明書コンビニ交付システム改修事業61万6千円など21事業について、年度内に事業完了できない見込みであることから、予算を翌年度に繰越して使用するために設定を行うものでございます。その他の事業名及び金額などについては、お目通しをお願いいたします。

続いて、債務負担行為補正ですが、第3表 債務負担行為補正については、令和6年度に入りすぐに業務を始める必要があることから、観光モデルコース造成事業委託など2件の事業の期間と限度額の設定を追加するものでございます。8ページをお願いします。

第4表 地方債補正でございます。今回1件の追加と10件の変更をするものでございます。それぞれの事業について、決算見込みによる歳出予算の補正に合わせて地方債についてもそれぞれ調整するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（戸島和則課長）

続きまして、議案第45号をお願いいたします。南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1千5百19万3千円は、決算を見込んだ調整減でございます。

6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付等交付金50万円は、都道府県繰入金第2号分交付金の一括算定に伴う減額でございます。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1百7万9千円は、各繰入金の確定に伴う減額でございます。9ページ、2項基金繰入金、1目基金繰入金1千5百96万5千円は、補正に伴う減額調整でございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金2千5百22万7千円は、令和4年度の決算に伴う繰越金でございます。

11款諸収入、4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金3万5千円は収入増に伴う増額でございます。同じく、3目一般被保険者返納金6万円につきましても、収入増に伴う増額でございます。

次に歳出でございますが、10ページから13ページになります。

10ページ1款総務費から13ページ6款保健事業費までは、事業の確定に伴う不用額の減額でございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者還付金45万円は、過年度課税異動分について決算を見込んだ調整減でございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

支所長（坂口達郎支所長）

次に、議案第46号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。予算書10ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目辺塚診療所一般管理費から12ページ2款医業費、1項医業費、8目郡診療所医業用衛生材料費まで1千1百70万8千円の減額を計上しております。決算見込み等による予算の調整を行うものであります。

それに伴う歳入8ページ、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目診療使用料から、9ページ5款諸収入、2項雑入、1目雑入まで1千1百70万8千円の減額の計上となっております。決算見込み等による診療使用料等一般会計繰入金の調整を行うものであります。

以上、ご審議ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

次に、議案第47号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず、歳出の主な補正からご説明いたします。11ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金19万8千円は、令和6年度介護保険法改正及び介護報酬改定に対応するためのシステム改修負担金でございます。

同じく、1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費、12節委託料1万9千円は、認定調査委託について不足が見込まれることから計上いたしました。12ページをお願いします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費、18節負担金補助及び交付金2千6百万円は不足が見込まれることから計上したものでございます。15ページをお願いします。

下段の4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険基金積立金、24節積立金に6千9百58万2千円の計上でございます。

次に歳入でございます。8ページをお願いします。

3款支払い基金交付金、4款国庫支出金及び、5款県支出金につきましては、歳入見込額の調整をそれぞれ行ったところであります。

9ページ下段の7款繰入金、1項一般会計繰入金から、10ページ上段の2項基金繰入金については、今回補正の所要の財源調整を計上したものでございます。

10ページの8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に、前年度繰越金6千7百7万9千円を計上しております。

次に、議案第48号 令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず歳入からご説明いたします。8ページをお願いします。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス計画費収入を実績見込みにより2百28万2千円減額し、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を財源調整として2百18万2千円計上いたしました。

次に歳出でございます。9ページをお願いいたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、12節委託料は、介護予防マネジメント委託に係る実績見込みにより10万円の減額を計上しております。

以上、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

支所長（坂口達郎支所長）

次に、議案第49号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。予算書11ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目農業集落排水事業費2百20万1千円の減額を計上しております。決算見込み等による予算の調整を行うものでございます。

それに伴います歳入10ページ、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料から、7款町債、1項町債、1目下水道債まで2百20万1千円の減額の計上となっております。決算見込み等による使用料等一般会計繰入金の調整を行うものであります。5ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございますが、下水道事業法適化業務委託、企業会計システム導入経費の決算見込みによる歳出予算の補正予算の補正に合わせて地方債についても調整するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。以上、ご審議、ご決定くださるようよろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（戸島和則課長）

続きまして、議案第50号をお願いいたします。

南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料1百59万4千円、同じく、2目普通徴収保険料2百31万2千円は保険料化による収入見込みの調整により減額を計上いたしました。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費等繰入金3百81万7千円、同じく、2目保険基盤安定繰入金7百40万3千円は、繰入れ対象事務費の減に伴う減額を計上しております。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、2目還付金20万1千円は、支払い見込額の確定のために減額を計上いたしました。

同じく、4項雑入、1目雑入6万8千円は、長寿健康診査費の決定による減額を計上いたしております。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1百23万9千円は、前年度繰越金受入れによる増額を計上いたしております。

次に歳出でございますが、9ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費14万4千円、2項徴収費、1目賦課徴収費6万8千円は、執行見込み残のために減額を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金1千1百30万1千円は、保険料並びに保険基盤安定分担金の調整に伴う減額を計上いたしております。

3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康保持増進事業2百42万8千円は、執行見込み残による調整のための減額を計上いたしました。10ページになります。

4款諸支出金、1項償還及び還付加算金、2目還付金21万5千円は、執行見込み残による調整のための減額を計上いたしました。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

建設課長（中村喜寿課長）

続きまして、令和5年度水道事業補正予算（第5号）についてご説明いたします。
6ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入、第1款事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金74万円につきましては、決算見込みにより一般会計からの繰入金を調整したものでございます。

支出の1款事業費用、1項営業費用、4目総係費については、職員給料等の調整でございませぬ。

同じく、3項特別損失、4目過年度損益修正損については、過年度収入の還付金でございませぬ。7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良企業債1百70万円の減額は、町道塩入中線水道管布設替工事に関わります企業債の減となっております。

以上、ご審議、ご決定よろしくをお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

議案第44号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第15号）について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第15号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 令和5年度南大隅町一般会計補正予算（第15号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第45号 令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号 令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第46号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第47号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について質疑はありますか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第48号 令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号 令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第49号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第50号 令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号 令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第51号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 令和5年度南大隅町水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第12 議案第52号 権利の法規について議決を求める件

議長（松元勇治議員）

日程第12 議案第52号 権利の法規について議決を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第52号は、権利の放棄について議決を求める件であります。

本件は、土地建物賃借人の本人死亡及び保証人が所在不明であり、今後、債権の

回収が困難なことから累積している土地建物貸付料の債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利は、土地建物貸付料金債権

債権額は、10万円

件数は、1件

債権の概要は、平成29年度分でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号 権利の放棄について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 権利の放棄について議決を求める件については可決されました。

▼ 日程第13 議案第53号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について議決を求める件

議長（松元勇治議員）

日程第13 議案第53号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について議決を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第53号は、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について議決を求める件でございます。

本案は、鹿児島県が伊座敷地先の公有水面を漁港地施設用地として866.92平方メートルの埋立しゅん工を認可されたことに伴い、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、新たに生じた土地の確認及び字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について議決を求める件については可決されました。

▼ 日程第14 議案第54号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件

議長（松元勇治議員）

日程第14 議案第54号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第54号は、鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件でございます。

本件は、大隅圏域の医療や福祉、産業振興、教育文化など様々な課題解決に向け、第2次大隅定住自立圏共生ビジョンに基づき締結した大隅定住自立圏形成協定について、次期ビジョンを策定するに当たり、現行の協定内容の変更を行うものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について議決を求める件については可決されました。

▼ 日程第15 議案第55号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第15 議案第55号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第55号は、南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、国のデジタル化社会の実現に向けた重点計画に伴い、国や地方公共団体を通じてデジタル変革を推進するため、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、事務の執行の際、現金によらない決済方式（キャッシュレス決済）が可能となるものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 南大隅町手数料条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第16 議案第56号 南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第16 議案第56号 南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第56号は、南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、鹿児島県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱の見直し方針が示されたことを踏まえ、対象者の追加、助成方法の変更、所得制限の導入について、所要の改正を行い、令和6年7月1日から施行しようとするものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号 南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 南大隅町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第17 議案第57号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第17 議案第57号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第57号は、南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の策定に併せて、1号被保険者保険料を改定し、また、介護保険法施行令の改正に併せ、標準所得段階について所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

▼ 日程第18 議案第58号 南大隅町漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第18 議案第58号 南大隅町漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第58号は、南大隅町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について議決を求める件でございます。

本案は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、法律名が、漁港及び漁場の整備等に関する法律に変更されたことに伴う所要の名称変更、また、新たに創設された、漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収に関する規定を追加するものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第58号 南大隅町漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第58号 南大隅町漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第19 議案第59号 南大隅町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第19 議案第59号 南大隅町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第59号は、南大隅町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。
本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規定について同法を踏まえたものに改正する必要があるため、本町においても、所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第59号 南大隅町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第59号 南大隅町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第20 議案第60号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第20 議案第60号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第60号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

令和6年度からの定年延長の運用にあたり、効率的な組織体制を構築することから、定年延長者の職位と職務の位置づけを明確化するものであります。

主な改正内容は、定年延長者を区分する新たな職位として、専門員を設けるため、職務の分類表に所要の改正を講ずるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第21 議案第61号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第21 議案第61号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改

正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第61号は、南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本条例は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことを鑑み、令和6年度から特殊勤務手当の防疫手当の適用除外とするため、別表から新型コロナウイルス感染症を削除するものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 南大隅町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

11:01

～

11:10

▼ 日程第22 議案第62号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

日程第22 議案第62号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第62号は、南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本条例は、近年必要性が高まっているデジタル化の推進及び庁舎内の電算マネジメント体制を新たな課として構築するため、新たにデジタル推進課を設けるものであります。

併せて、他課に属していた、事務分掌をデジタル推進課に整理するため所要の改正を講ずるものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番（木佐貫徳和議員）

最も大切なデジタル推進課だと思うんですけど、大体何名ぐらいの職員の配置を予定されていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

町長（石畑博町長）

今現在、総務課内にですね推進室としてありますけれども、今現行ではですね今現在の専任の職員4名と、そして管理職1名の予定でまずはスタートしたいというふうに思っております。

議長（松元勇治議員）

よろしいでしょうか。他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第23 議案第63号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第24 議案第64号 南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第25 議案第65号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第23 議案第63号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件から、日程第25 議案第65号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件まで、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第63号から議案第65号は、会計年度任用職員の勤勉手当について、令和6年度から支給を実施可能とするため、対象となる条例を整理するものであります。

改正内容は、国家公務員の支給にならい、令和6年度から会計年度任用職員の賞与支給時に新たに勤勉手当を加えて支給するためのものとなります。

これによって勤勉手当の年間支給月数は2.05月となります。

議案第63号では、パートタイム会計年度任用職員を対象、議案第64号については、フルタイム会計年度任用職員を対象とし、議案第65号については、育児休業の適用

条項を整理するため、それぞれ所要の改正を講ずるものでございます。
ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。
3件一括して質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
議案第63号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件について討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第63号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第63号 南大隅町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。
これから討論を行います。
議案第64号 南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第64号 南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 南大隅町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第65号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第26 議案第66号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第26 議案第66号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第66号は、南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、掲示等及び電磁的記録等について、所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 南大隅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第27 議案第67号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

▼ 日程第28 議案第68号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改

正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第27 議案第67号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び、日程第28 議案第68号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第67号、議案第68号は、南大隅町下水道事業の設置等に関する条例及び南大隅町水道事業の設置等に関する条例において、準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、準用適用の条項ずれを防ぐために、対象となる条例を整理するものであります。

改正内容は、それぞれの条例で議会の同意を要する賠償責任の免除の条文で準用している地方自治法（昭和22年法律第67号）の条項を第243条2の8第8項に変更するための改正を講ずるものでございます。

ご審議の上、ご決定下さいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

2件一括して質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第67号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 南大隅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第68号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 南大隅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第29 議案第69号 南大隅町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第30 議案第70号 南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第29 議案第69号 南大隅町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件、及び日程第30 議案第70号 南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第69号、議案第70号は、南大隅町水道事業給水条例の一部を改正する条例改正の件、及び南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

改正内容は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、令和6年4月1日から厚生労働省が所管している水道整備、管理について、社会資本整備や災害対応に関する専門的知見を有する国土交通省及び環境省に移管されることから、水道法の規定を引用している箇所それぞれ所要の改正を講ずるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

2件一括して質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第69号 南大隅町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件について討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号 南大隅町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 南大隅町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これから討論を行います。

議案第70号 南大隅町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術

管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件について討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号 南大隅町布設工事監督者の配置基準及び、資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 南大隅町布設工事監督者の配置基準及び、資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第31 議案第71号 南大隅町雄川の滝公園の設置及び管理に関する条例制定の件

議長（松元勇治議員）

日程第31 議案第71号 南大隅町雄川の滝公園の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第71号は、南大隅町雄川の滝公園の設置及び管理に関する条例制定の件についてであります。

本案は、霧島錦江湾国立公園に指定されている雄川の滝において、持続可能な形で利用者の安全、利便性及び豊かな自然環境を維持することを目的に、利用者負担制度を導入することに伴い、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第71号 南大隅町雄川の滝公園の設置及び管理に関する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第71号 南大隅町雄川の滝公園の設置及び管理に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第32 議案第72号 令和6年度南大隅町一般会計補正予算について
- ▼ 日程第33 議案第73号 令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼ 日程第34 議案第74号 令和6年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第35 議案第75号 令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第36 議案第76号 令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第37 議案第77号 令和6年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ▼ 日程第38 議案第78号 令和6年度南大隅町水道事業会計予算について
- ▼ 日程第39 議案第79号 令和6年度南大隅町下水道事業会計予算について

議長（松元勇治議員）

日程第32 議案第72号 令和6年度南大隅町一般会計予算についてから、日程第39 議案第79号 令和6年度南大隅町下水道事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博町長）

補正予算につきまして大変ありがとうございました。

まず、施政方針を述べさせていただきましても、ページ数が多ございますので若干スピードをあげさせていただきます事をご了承いただきたいと思います。

ただいま、一括提案となりました議案第72号から議案第79号までの提案理由と併せまして、まず冒頭に令和6年度の町政運営に関します私の施政方針を述べさせていただきますと存じます。

1. はじめに

本年1月1日に発生しました、令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。一瞬にして襲われた家屋や農地、そして働く場所を奪われ、避難生活が続いておられますが、被災地域の皆様の一日も早い復旧・復興を願っております。

新型コロナウイルス感染症が昨年5月に5類感染症に移行され、私たちの生活や地域の活力も、日を迫うごとに賑わいが戻ってまいりました。一方で、円安やウクライナ情勢等により原油価格や物価高騰の状況は、長期化の一途をたどっており、生活必需品等の値上がりは日常生活に大きく影響のあった一年でもありました。

そのような中、4年ぶりの開催となりました「南大隅町夏まつり」と、同時開催された「オドル野菜プロジェクト収穫祭」、「南大隅町花火大会」が実施され、5千5百人を超える来場者で盛り上げていただき、町民多くの笑顔あふれるイベントとなりました。昨年10月には、鹿児島県での開催が51年ぶりとなる「燃ゆる感動かごしま国体」の自転車競技が開催され、選手、関係者はもとより多くの観戦者が来場され本町のPRにも繋がったところであります。

また一方では、8月に襲来した台風6号の線状降水帯による日雨量が過去最大値を更新するなど、町内各地で通行止めや長時間の停電により、町民の皆様には大変なご不便とご迷惑をお掛けしたところでございます。現在、町道や農林道、農地等の災害復旧工事を早期完成に向け国庫補助事業の決定を受け事業に着手しております。

令和3年4月の町長就任から3年が経とうとしておりますが、任期の最終年次として、コロナ禍で停滞していた町民皆様との対話や意見交換会などの傾聴活動に努め、幅広いご意見や喫緊の課題に対し、スピード感をもって「町民に喜んでいただける町づくり」に引き続き邁進していきたいと考えております。

そのためにも、議員各位と意思疎通を密にし、職員と一丸となって全力で町政運営に取り組んでいく所存であります。

2. 施策の基本的な考え方

私は、「町民に喜んでいただける町づくり」を目指し、就任から三年、町政を担ってまいりました。日本全国が過疎と少子高齢化の影響による労働力不足など、様々な課題に直面しております。本町においても様相は顕著に現れており、それぞれの集落環境も地域ごとに独自性があることから、町政をひとまとめに進めることは難題であります。あらゆる分野において人手不足等が深刻化する中で、デジタル技術の活用により暮らしやすい環境の構築や、生活の利便性向上を目指すことがこれからの最重要事項となってまいります。

地域ごとの特性を活かし若者から子育て世代、中堅層となる働き世代、長きにわたり地域を支えてこられたご高齢の方々が、将来にわたり夢のもてる政策として、町民生活に密着した「第一次産業の支援」、「子育て世代の支援」、「自治会活動の支援」、この三つの想いを成就しようじゅさせるため、これまで申し上げております10本の柱を礎いしずえに、新たな気持ちで引き続き、取り組みを進めてまいります。

農林水産業振興については、担い手の高齢化等が進むなか、スマート農業などの省力化によるコスト低減・作業の効率化の推進や、令和5年度から取り組んでいる「農業公社」での持続的な労働力軽減策と併せ農業生産活動を支える経営体の育成・支援を行い、農業の生産性向上対策として「産業基盤環境改善対策事業」や「有害鳥獣対策事業」等も引き続き取り組みを進め、水産業においては経営基盤整備と係留施設整備計画を進め、収益効果の拡大に取り組んでまいります。

子育て世代への支援については、移住者を増やす目的と併せ、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「子育て支援特別手当」や「保育料無償化」等の取り組み、難病を抱える児童生徒が肝属地区外の病院を受診する際の通院費用を助成し、南大隅町だからできる「日本一の子育て支援策」を目指し引き続き取り組んでまいります。

人口減少対策としては、南大隅町の資源・魅力を効果的に関係人口拡大へとつなぎ、第一次産業をベースに移住セミナーなどでの移住相談会や、町外から移住された方々に幅広く提言を頂き、移住定住のワンストップ窓口や移住コーディネーター設置の取り組みを進めてまいります。

町の予算は町民皆様の浄財であり、この予算を大切に活用させていただき、町民に納得して頂ける公平な町政であるべきと考えております。今、必要とされている政策を厳しく見極め、重点施策を中心に予算の投資と効果の早期発現を基本に、町民皆様に納得して頂ける行財政の運用に努めてまいります。

3. 当初予算の概要

引き続き当初計上予算の概要をご説明させていただきます。

令和6年度の一般会計当初予算については、当初予算額が対前年度比3.1パーセント2億2千4百92万円減の、総額69億2千6百79万円を計上させていただいております。予算編成の基本的方針として、人口減少や少子高齢化、デジタル化の進展、カーボンニュートラルの実現など、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、基幹産業である農林水産業の更なる振興、商工業や観光関連産業の活性化など南大隅町第2次総合振興計画基本構想に掲げるまちづくりの実現に向け、新たな発想と真に必要な事業を取捨選択し、自主財源の確保はもとより国県補助金の活用、有利な地方債を最大限活用するとともに、実情に即した事業の見直しを着実に実施していきたいと考えております。

ハード事業の主要な事業については、南大隅町公営住宅等長寿命化計画に基づき、

諏訪3号住宅現地建替事業や、活動火山周辺地域防災営農対策事業、佐多地区小中一貫校施設改修事業、佐多地区街路灯新設改修事業、水利施設整備事業等を計上したところでございます。

歳入の確保については、地方交付税に依存する状況が続いております。予算の構成比を見ますと、自主財源率は26.9パーセントであり、地方交付税が49.0パーセント、国・県支出金が14.4パーセント、地方債が6.3パーセントという状況であります。

また、歳出については、土木費が43.9パーセントの減、これは災害復旧事業を優先した「道路新設改良」の一時的な減によるものでございます。衛生費が15.6パーセントの減、これは「肝属郡医師会立病院再整備事業補助金」の減によるものです。

投資的事業の財源には、引き続き交付税措置のある有利な地方債を活用することとしております。今後も、地方債残高と基金積立額のバランスに配慮しながら、引き続き将来に亘り、健全で持続可能な安定的財政運営に徹してまいります。

また、歳入確保の一環として取り組んでおります基金の運用に関しましては、南大隅町資金管理及び運用規則等に基づき、国債・地方債等の公共債券運用により、安定かつ持続的な歳入の確保に努めているところであります。世界経済の変化がもたらす日本経済市場への影響や国内における金融政策の下での為替、株価、債券等の市場価格の動向に注視しながら、持続する安全でより効率的な運用による収入の確保に努めます。

次に、歳出における分野ごとの概要についてご説明申し上げます。

【産業振興】

まず、産業振興についてでございます。

政策の要であります推進の基本として、町の基幹産業である第一次産業を発展させることが、産業振興とともに地域経済の活性が地域に活力をもたらし、それぞれの地域の元気を促進するものであります。国におきましては食料・農業・農村基本法の見直し作業が大詰めを迎えております。その動向等を踏まえつつ、令和6年度についても昨年に引き続き、農林水産業の基盤環境整備を基軸に、若者から高齢世代まで幅広く頑張っておられる第一次産業従事者へ将来見通しが描ける働く楽しみが湧き出る産業支援を行いつつ、いつまでも元気で頑張れる生産振興に支援をいたします。

その施策の一つに、本年度は若い担い手の方々のコミュニティ形成支援及び若い担い手の方々が伸ばしたい方向への環境づくりの一環として、被継承者の方々より要望の多い先進事例をテーマとした若手経営者の視察研修の実施を推進します。そのことで、地域の第一次産業従事者の活性化を促し、地域を支え盛り上げていただく人づくり研修を支援していきます。

また、農業立町として、持続可能な農業の実現に向け、国内情勢の動向を見据えて、本町の特性を活かした本町ならではの農林水産業施策を、スピード感を持ち実施してまいります。

そのため、農林水産業の長期的安定経営の維持・発展と、温暖な気候を生かした農業の推進など、「南大隅町第2次総合振興計画」及び「南大隅町農業振興ビジョン」に基づき、農業の生産性向上対策として「産業基盤環境改善対策事業」の運用とともに、令和5年度より運用を始めた「農業公社」では持続的な農業生産活動を支える経営体への労働力軽減支援や営農支援を総合的に行ってまいります。

本町の令和5年農林水産業生産額は現時点で、耕種部門は14億1千万円、畜産部門は99億8千万円、水産・林業部門は46億2千万円で、総額160億1千万円と見込んでおり、令和4年より1億5千万円ほどの減額となっております。

令和5年の農林水産業の動向としまして、耕種部門においては、昨年一月の雪害の影響を受けた春ばれいしょなどの減収などで、5億円ほどの減額となりましたが、畜産部門において、肉用牛の子牛価格が低迷し減額となりましたものの、養豚の販売環境が好況し、畜産部門は前年より1億5千万円の増額となり、そして、水産部門においては、養殖カンパチの販売環境が昨年に引き続き好調に推移したことで、2億6千万円の増額となっております。

収益拡大を目指す農業の振興については、バレイショや豆類などの露地野菜、ピーマンや暖房インゲンなどの施設野菜、タンカンや大将季などの果樹類それぞれの作物の生産力向上と所得向上を目標に進めてまいります。

その目標に向けて、総合的な生産基盤強化による底上げや、担い手の高齢化等を踏まえたスマート農業などの省力化によるコスト低減・作業の効率化を推進してまいります。また、アボカド・パインアップル等の熱帯果樹類の高付加価値化と、販売戦略に対する創意工夫と併せ、販路拡大に向けた取り組みも継続して進めてまいります。

有害鳥獣による農作物等の被害は依然として頻発しており、捕獲対策・被害軽減対策を進めて、農家の方々が安心して農産物の生産活動が行えるよう環境づくりに取り組んでまいります。また、有害鳥獣の捕獲活動にICT機器を活用し、捕獲活動の省力化・効率化を進めてまいります。

畜産については、国際情勢の不安定化に伴い、配合飼料等の価格高騰など生産環境は厳しい状況下にあります。そのため、収益性向上に必要な機械導入や施設整備等の基盤強化を進め、また近年国内で頻発しております家畜伝染病の予防に向けて、ワクチン接種や環境対策を着実にを行い、防疫・水際対策に、より一層進めてまいります。

そして、「南大隅牛」のさらなる銘柄確立に向けた優良牛の導入を進めるため、淘汰事業の積極的な活用による高齢牛の更新を推進してまいります。そのほか、堆肥還元による自給素飼料率を高めながら商品性向上に取り組み、鶏、豚各農家を含め環境にやさしい畜産業経営の取り組みを目指してまいります。

林業の振興については、就業人口も低迷する中、森林所有者の経営意欲の減退により、管理の行き届かない森林の増加が懸念されていることから、これらの森林を将来にわたって適切に管理していく必要があります。

このため、計画的な伐採と再生林による森林資源の循環利用を推進し、森林整備をより一層進め、森林環境譲与税を活用して再生林への費用の支援を行い、次世代へと繋ぐ産地形成と災害に強い山づくりを進め、併せてCO2削減への取り組みを将来への必須課題として進めてまいります。

また、特用林産物については、横別府地区を中心にシキミ、ヒサカキ等の植栽も進んでおり、中山間地域の鳥獣害に対する影響が少ない貴重な栽培品目として、市場へ安定供給できる産地づくりを進めるため、担い手育成を図るとともに、品目のブランド化と団地化を進めてまいります。

水産業の振興については、海洋環境の変化等による水産資源の減少、漁業者の高齢化や担い手の減少など非常に厳しい状況にあることから、水産物の高付加価値化、ブランド品目である「ねじめ黄金カンパチ」の販路拡大、併せて、田尻漁港に設置いたしましたトレーラーハウスでの地元水産物の販売やPRを行い、養殖漁業及び

沿岸漁業の持続的・安定的な漁業生産に取り組んでまいります。

漁港等の整備については、漁港施設などの機能が十分に発揮されるよう機能保全計画に基づき、年次的に適切な維持・管理に努めるとともに、漁港利用者の労働環境の改善に取り組んでまいります。

また、県管理の大泊港に浮棧橋の整備が計画されていることから、漁業就業者の労働環境の改善と合わせて、トビウオすくいや海遊び体験など、佐多岬周辺地域における、枇榔島の新たな観光資源発掘やブルーツーリズムなどの観光振興への取り組みも進めてまいります。

農業委員会の活動としては、地域における農地の効率的かつ効果的な利用の在り方を明確にする、「地域計画」に伴う10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」の素案を作成します。

農業委員と農地利用最適化推進委員が、農業者の営農意向や農地所有者の農地の利用意向等、意向把握に取り組み、農地の集積・集約化に向けた利用調整に取り組んでまいります。

また、定期的な農地の利用状況調査の実施による情報共有と併せ情報伝達のスピード化を図り、遊休農地解消に伴う継続的な農地の有効利用を進めてまいります。

【商工業・観光振興】

次に、商工業・観光振興についてでございます。

商工業の振興については、長引く原油・物価高騰により、依然として幅広い分野において経済活動や町民生活に大きな影響を及ぼしています。一方で、コロナ禍からの回復傾向により、社会経済活動が本格化する動きもあることから、町民の皆さまの物価高騰に対する支援策にも時期を逸しないように取り組み、本町独自の商工業振興のまちづくりを加速させる、大切な年になると考えております。

そのような中、令和6年度は、物価高騰の影響を受けたことによる家計負担の軽減と、地域経済の停滞を緩和することを目的に、物価高騰対策の一つとして、町民要望を基に全町民を対象とする「物価高騰・経済対策事業生活応援商品券」を交付する計画としております。

また、基幹産業の農林水産業や地域資源を活かした商工業振興、商工会をはじめとする関係機関と緊密に連携を図りながら、事業継続や雇用の維持に向けた取り組みを継続して進め、収益率の向上を目指してまいります。

特産品の開発については、地元の地域産物を活用した水産加工品や地ビールなど新しい商品が多数開発され、ふるさと納税の返礼品にも繋がる相乗効果が生まれております。令和6年度は、これらの特産品を、販路拡大の一つとして「博多大丸鹿児島物産展への出展」など、魅力ある特産品のPRに努め、知名度向上、さらに、本土最南端ブランドの確立に向けて、販売戦略の構築に繋がる事業を展開してまいります。

また、商店街の活性化策として、街路灯改修事業については、老朽化の著しい佐多伊座敷地区の改修に取り組み、防犯対策と併せた街並み環境の向上を進めてまいります。

観光振興については、新型コロナウイルス感染症も5類に移行されたことや様々な観光需要の喚起策により、来訪者もコロナ禍前の8割程度まで回復しております。また、本町の主要観光地である「雄川の滝」は、2024年のJR西日本のカレンダーに採用され、大手旅行エージェントが企画する旅行商品の一つとして選んで頂

けるなど、観光需要の回復に大きな弾みがついております。

このような中、令和5年度は環境省の御理解をいただきながら、観光施設での利用者負担制度の検討を進めてまいりました。令和6年度は、霧島錦江湾国立公園に指定されている「雄川の滝」において、利用者の安全や利便性、及び豊かな自然環境を維持することを目的に、利用者負担制度を導入することとなりました。

今後は、持続可能な観光地を目指し、自然環境への配慮を強化するための取り組みを進め、地域共生型の観光を促進し、本町を訪れることでしか得られない魅力を発信し、地域経済の振興にも寄与する取り組みを進めてまいります。

また、国立公園に指定されている我がまちの2大観光地である「佐多岬」と「雄川の滝」の、「強み」や「魅力」を最大限に引き出し、訪れる人々に充実した体験プログラムを提供することに焦点を充て、観光客による消費を増やし、稼げる地域として、持続可能な観光振興の取り組みを深めてまいります。

町内の主要観光施設である「ねじめ温泉・ネッピー館」、「なんたん市場」、「大浜海浜公園」、「さたでい号」の指定管理については、お客様を迎える町まちの観光施設として、安心して利用できるサービス態勢に努めるとともに、休館している「佐多岬ふれあいセンター」の事業継続のあり方を判断してまいります。

また、ねじめ温泉・ネッピー館については、温泉設備の経年劣化が進んでいることから、中規模な設備改修を行い、お客様の満足度向上や維持管理経費の削減に取り組んでまいります。

【地域活性化・地方創生】

次に、地域活性化・地方創生についてでございます。

地域振興施策の柱となる第2次総合振興計画後期基本計画が最終年度を迎え、「町民に喜んでいただける町まちづくり」の将来像達成のため、令和7年度から10年間の第3次総合振興計画について、令和5年度に実施したアンケートや各種調査結果を踏まえ、町民の皆様方の声を反映した新たな指針の策定に取り組んでまいります。

国と地方で取り組む地方創生については、国において「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、デジタルの力を活用し、全国どこでも誰もが、便利で快適に暮らせる社会を目指すこととなっております。令和6年度は、令和2年3月に策定した「第2期南大隅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」と「南大隅町人口ビジョン」の策定に取り組んでまいります。

再生可能エネルギー対策については、町域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、町民・事業者・町まちが一体となって環境負荷の低減に取り組むと共に、施設設置の可能性の高い条件下にある風力、水力、太陽光発電などの導入の検討に取り組んでまいります。

公共交通については、根占地区・佐多地区のコミュニティバスや乗合タクシーの運行と併せ、廃止路線代替バスの減便に伴う根占・佐多間のコミュニティバスを実証的に増便し、経路をネッピー館まで延長することで、町内の遠隔地にお住まいの皆様方に公平なサービスの提供を行い、特に高齢者に配慮した利便性の高い運行に努めてまいります。

また、コミュニティバス等の全体的な運行見直しを行い、持続可能な運行を実現するため、「南大隅町地域公共交通計画」の策定準備に向けた取り組みに着手してまいります。現状や課題の整理及び住民アンケートや事業者への聞き取り調査を行

い、地域の実情を踏まえた移動手段を提供できる体制づくりの検討を進めてまいります。

移住定住促進対策については、「第一次産業」をベースに南大隅町らしさを前面に出した移住促進策の取り組みや移住セミナーなどによる個別相談を実施し、お試し住宅の活用や移住支援制度の周知による人口減少対策に引き続き取り組んでまいります。

また、これから移住を希望される方々が不安なく安心して移住に繋げられるよう、先輩移住者の方々に組織された「移住定住促進協議会」を中心に、移住される方々への居住環境や新たな起業への支援を行うことにより、“移住・定住者にやさしい南大隅町”として町まちや人々の温かさをお伝えし、移住先として選ばれる地域を目指してまいります。

関係人口拡大創出については、町の資源を活かした取り組みやイベント、SNSでの情報発信、メディア活用による露出を継続的に増やしていくことで、町まちが持つ魅力とポテンシャルを効果的にPRする機会を創出し、認知度の引き上げと地域活性化に取り組んでまいります。

また、これまで構築した関係人口については、本来の目的である「町まちの課題解決」につながるサポーター制度の運用を開始し、より深く町まちと関わりを持つ機会を創り出す取り組みを進めてまいります。

このような多岐にわたる幅広い取り組みを、プロジェクトとして横断的に、継続的に実施することでスケールメリットを生み出し、ふるさと納税の推進や本町特産品の消費、販路拡大など、外から応援してもらえる町まちづくりと、関係人口のメリットとされる課題解決や地域活性化、その先の移住・定住へつなげる取り組みを進めてまいります。

ブロンズ人材センターについては、関係人口拡大の取り組みを引き続き実施し、移住・定住希望者の要望に的確に対応できるよう「ブロンズ人材センター」の体制や業務内容の見直しを進めてまいります。また、移住・定住希望者の相談窓口として、町外から移住された方々に幅広い観点からの提言を頂き、移住定住のワンストップ窓口や移住コーディネーター設置の取り組みを進めてまいります。

地域おこし協力隊については、現在3名が着任し、辺塚地区公民館サポート、NPO法人での都市農村交流、大泊ハウスでの果樹栽培で活動して頂いております。今後も、各分野で募集を行いながら、必要な人材の確保に努め、初期の目的である活動終了後も起業し定住していただけるよう、引き続き制度を活用して積極的な採用に向けた取り組みを進めてまいります。

ふるさと納税については、総務省の制度改正が進み、より厳正なものとなっているところではありますが、そのような中でも、そのような中でも、令和5年度も南大隅町に対する想いとして、御寄附をいただいた方々に大変感謝申し上げます。特に、昨年の台風6号災害時に設けた「災害支援ふるさと納税」に対しましても、全国各地から多くの寄附をいただきました。これらは災害復旧、防災関連の貴重な財源として活用させていただきます。

令和6年度につきましては、制度改正の影響により、本町のふるさと納税においても、返礼率の引き下げなど、ルール変更が必要となり、寄附額への影響が懸念される所ではありますが、返礼品設定等の見直し、返礼品事業者や関連機関との連携を強化し、安定的なふるさと納税の推進を図ってまいります。

また、これまでの「寄附を待つふるさと納税」ではなく、町外でのマルシェや販

売会、イベント等においてもふるさと納税との関連性を強化すると同時に、新たな取組みとして企業訪問によるオフィスビルでのPRなどを積極的に進め、さらに今年度は人気商品発掘のための関係事業者とのコラボ企画や、新商品開発への取り組みにより寄附額の確保に努めてまいります。

また人口減少の要因とも関連する「働く場所がない」とのご意見も少なくありません。社会事象の流れからなかなか学校跡地活用への、利活用への動きも見えないことから、今年度は具体的に企業誘致対策として、県内外を問わず対象となり得る企業等へ積極的にアプローチをかけていきます。

広報広聴については、ホームページや「広報南大隅」を活用し、町政に関する情報や町民が必要とする情報を分かりやすく提供することはもとより、SNSなどを活用した情報発信の拡充と、多言語対応を図り、ユニバーサルデザインに配慮した町民に親しみやすい広報誌としてきめ細かな情報の発信に努めます。併せて、住みやすいまちづくりにつなげるため、「出前町政座談会」など広く町民の声をお聞きする広聴活動を継続し、地域ごとの町政座談会も計画してまいります。

【まちづくり・生活環境】

次に、まちづくり・生活環境についてでございます。

土木事業関連であります。第2次総合振興計画の骨子に基づき、自然環境と共生する安全なまちづくりと町民の安全な暮らしを確保するため、計画的な社会基盤整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めてまいります。

道路基盤整備については、国・県の関連事業として、大隅縦貫道大中尾工区の整備に着手されました。本路線は、本町の産業、医療、防災、観光振興に極めて重要な路線でありますので、大隅縦貫道整備促進期成会とも連携し、早期完成と全区間の同時供用開始を目指した事業推進を強力に進めてまいります。

県道内之浦佐多線、瀬戸山坂の道路拡張については、令和6年度に用地取得に着手する計画となっており、安全安心な通行確保のため、早期工事着手に向けて強く要望してまいります。

また、県道563号辺塚根占線の出口地区の工事が進められており、赤瀬川地区の整備も、新たなルート設定による整備計画が進められておりますので、早期着工に向けて引き続き要望してまいります。

町道関係については、令和5年に襲来した台風6号災害の復旧工事を優先して執行する計画であります。町民の皆様からの要望には即対応できるよう維持補修事業にはこれまで同様迅速に取り組んでまいります。また、新設改良工事、道路維持工事等に関しては、災害による通行止め解消を最優先とし、災害復旧工事の進捗状況を勘案しながら整備を進めてまいります。

その他、地域の生活道路における高木伐採や除草を含めた道路維持補修につきましては、引き続き建設業者への路面補修や部分的な改良、シルバー人材センターへの除草清掃等の発注、また地域の方々の自主的な活動やボランティア等の協力を賜わりながら、迅速な要望対応に心がけ、快適な生活環境の維持管理に努めてまいります。

河川関係については、雄川の護岸整備、寄り洲除去及び樋門ひもん整備や県管理河川の堆積土砂除去など、災害の未然防止の重要性に鑑み、施設の強靱化等を含め引き続き県への要望に努め、異常気象に対する住民生活の安全確保に努めてまいります。

農地・農業用施設の整備については、農家の皆様方の労働力軽減のため引き続き維持補修、原材料等の支援及び災害復旧の支援等、効率的で安定した営農が展開できるように進めてまいります。また、

郡地区上之原うえのはら地域における畑地かんがい施設更新事業の早期着工に向け、継続して取り組んでまいります。

農道、林道につきましては、営農や森林施業はもちろんでございますが、地域の生活道路として利用される路線も多く、迅速な維持補修、計画的な整備に努めてまいります。広域農道については、令和6年度から県営事業により補修工事を実施する計画となっていますので、県との連携を図り、維持保全に努めてまいります。

次に、住宅環境整備関連であります。人口減少と共に増加しております空き家の解体を希望される所有者に、解体費用の一部を助成する「空き家等解体除去事業」及び、快適で安全安心な住宅環境の質の向上を目指すとともに、定住促進を図るため、要望の多い住宅改修費用の一部を助成する「住み続ける住宅助成事業」を継続実施いたします。

町営・公営住宅については、入居希望者の居住環境へのニーズが高く「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建設、改修及び解体など、長期的な視点で住宅ストックの整備に努めてまいります。今年度は計画に沿って、公営諏訪3号住宅の3号棟・4号棟の現地建替事業、特定公共賃貸住宅蔵団地防水外壁改修工事実施設計業務委託、公営諏訪4号住宅現地建替工事実施設計業務委託を計画しております。

水道事業については、水道は人が生活を営む上で最も重要なインフラのひとつであることは言うまでもありません。安全で安定した給水を持続させるため、老朽管路区間の整備推進に努め、事故等がないよう老朽化施設の更新や改修・改良を計画的かつ効率的に進めるとともに、企業会計の適正管理に努め、事業経営の安定化を図ってまいります。令和6年度には、漏水の確認が困難な山中などの区域について国庫補助金を活用し、通信衛星による漏水調査を計画しており、より安定した有収水量の確保に努めてまいります。

併せて、伊座敷地区の農業集落排水事業（下水道）についても、本年度より地方公営企業に移行することから、企業会計の適正管理に努めてまいります。

【行政経営】

次に、行政経営についてでございます。

わたしの目指す行政経営として、「町民に喜んでいただける町づくり」という思いを強く持っております。それを実現していくためには、職員一人一人が日々研鑽に努め、加速する時代変化に対応しながら課題を解決する個々の能力向上とそのスキル発揮の機会創出が望まれてまいります。

具体的には、行政サービスの担い手である現在の職員数は維持しながら、「地域の本質的な課題を把握し、解決できる」人材を念頭に、課題の優先順位付けや効率的な事業の統廃合が進められる職員像への人材育成を目指します。

二つ目は、地域自治会と行政の二人三脚のパートナーシップを構築し、地域活性化を推進していくことであります。具体的には少子高齢化、過疎化による地域コミュニティ機能低下の防止を最優先課題とし、地域自治会個々の要望にお応えし状況に応じた支援策となるよう、活動支援である「スマイル支え合い活動事業補助金」の拡充により更なる活用が図られることを目指し、地域担当職員の地域への関わり

を強化し、町民から頼られる自治会支援を進めてまいります。

三つ目は、職場の生産性が最も上がるように、「働き方改革」、「自治体DXデジタルトランスフォーメーション」、を意識しながら、全職員一体となって職場内での意識の底上げと変革、実践を図り、組織として職員が最大のパフォーマンスを出せる職場環境作りに努めてまいります。

デジタル化施策については、国の方針として、人口減少への対応と国民のニーズの変化に備えてデジタル行政改革が必要であり、人手不足を解決しつつ行政サービスを維持するための環境構築を行い、また、その手段としてマイナンバーカード活用による利便性の向上に取り組んでまいります。

本町としましても、デジタル技術等を活用して町民サービスの向上と効率的な行政運営に努めるとともに、町民の声を生かした地域課題解決のための取り組みを引き続き推進してまいります。

具体的には、マイナンバーカードを活用したプラットフォームの構築により、町民の利便性向上と行政事務の効率化を図るとともに、電子申請などの地域のデジタル化の推進や、庁舎内でのコンビニ交付の利用などマイナンバーカードの普及及び活用促進に取り組めます。

デジタル実装を通じて地域の課題解決を図るため、様々な分野におけるソフト・ハード両面のデジタル基盤の整備、デジタル技術を活用した都市部との関係人口の拡大、デジタル人材の育成・確保などに取り組むため、デジタル化促進のため新たな組織設置にも取り組んでまいります。

女性活躍推進室においては、昨年引き続き、アンケートの結果に基づいて策定したイクボスの推進と、メンター制度に取り組んでまいります。職員が利用しやすいメンター制度となるよう創意工夫を図りながら、制度の充実も図ってまいります。

また、職員自身が能力アップを実感し、自信に繋がるような研修への受講を促しながら、人材育成と人材確保を目指すとともに、働きやすい職場となるよう環境改善に努めてまいります。

財産管理においては、町有財産の維持管理に加え、ゼロカーボンシティ宣言の町として、地域レジリエンスと脱炭素化の同時実現を目指した取り組みを推進するため、本庁舎と周辺の公共施設へ太陽光発電設備を導入し、平時の電源と災害時における避難所への給電に利用できるシステムの構築を検討してまいります。

また、本庁舎から保健センターの出入り口に関しては、町民等からご要望も寄せられておりますので、来庁者への配慮としてバリアフリー化と利便性向上を考慮したスロープ設置の設計を進めてまいります。

【自主財源確保への取り組み】

次に自主財源確保への取り組みについてでございます。

財政運営におきましては、町税収入の確保は歳入の根幹であり、各事業の施策を進めていく上で、極めて重要な自主財源であります。

コロナ禍から経済活動は正常化が進み緩やかに回復傾向にあるものの、物価高による厳しい状況が続いていることから、本町の基幹産業である農林水産業をはじめ様々な事業者の方々への打撃は大きく、町税の増収は見込みにくい状況ではありますが、公正で適正な課税に努めてまいります。

町税を含む各種債権や過年度滞納分の徴収においても、公平負担の原則から電話や臨戸訪問等により自主的納付を呼びかけ徴収を更に強化し、滞納者に対しては、早期に実態調査を行い、滞納者個々の実情に即し、関係法令に則り、厳正に滞納処

分を執行してまいります。

併せて、県との共同催告等を行い、連携して徴収対策に努めてまいります。また、納税者の利便向上と収納率向上のため、口座振替による納付の推進はもとより、関係機関と連携しながら税務手続きのデジタル化を進めてまいります。

地籍調査事業におきましては、現在の認証済面積は、37.72平方キロメートルで進捗率は、33.15%でございます。令和6年度の一筆地調査は、滑川地区の大竹野上、大竹野下及び堀口の各一部を計画しておりますが、居住連坦区域を中心に第7次国土調査事業10ヶ年計画に沿って適正に執行してまいります。

【安心安全なまちづくり】

次に、安心安全なまちづくりについてでございます。

昨年8月の台風6号襲来時には、甚大な被災を被り町内各地で通行止めが発生し、自然災害の脅威を痛感したところであります。

更に、本年1月1日の「令和6年能登半島地震」では震度7を観測し津波や大規模な火災、半島特有の道路事情による交通網の寸断や集落の孤立等が発生したことから、今後、本町においても複合災害に対する備えを整えることが、町民の安心・安全な暮らしを守る上で優先順位の高い必要不可欠な課題として改めて認識したところであります。

大規模災害から町民の生命、身体及び財産、並びに地域社会を守るため、長年の課題でありました大雨などによる道路冠水の解消を図るため、動力排水ポンプを導入し、対象地区の冠水対策に取り組みます。重要課題として、先の能登半島地震での教訓を踏まえ、太平洋岸に面した地域の南海トラフ地震や種子島東方沖地震で想定される津波に備えた有事を想定した避難訓練を実施いたします。

また、併せて令和4年度から取り組んでおりますB&G財団の事業を活用し、資機材の事前配備や災害発生時の緊急対応や避難所運営を行うための人材育成にも取り組んでまいります。

昨今の災害・危機事象に対するデジタル化への対応としまして、「WEB版ハザードマップ」の整備を既に行ったところではありますが、有事の際に、LINEやホームページを始めとする多様な伝達手段として、町民の皆様に対して迅速かつ正確に情報を届けるために「一斉情報配信システム」の導入を行います。

次に、防災・消防活動の要である消防団員の確保は、地域防災力の充実に繋がるうえからも喫緊の課題であり、団員数減による各分団の活動が危機的状況化にあり、本年度は新入団員の確保を重点課題に掲げてまいります。潜在する団員対象者の掘り起こしのため、団員の処遇改善を図ることを目的に「消防団分団運営交付金」として、団員確保と円滑な団活動保持のため、各分団に対し所要の交付金の交付を行い、地域を支える頼られる消防団員を確保することが、地域自治会の活性化にも連動することから、新しい取り組みとして取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、錦江警察署をはじめ関係機関・各種団体と緊密に連携を図りながら、町民の交通ルールの遵守と老老事故の防止、マナー向上を促進するとともに、交通安全施設点検、危険箇所の把握と、計画的な交通安全施設の点検・整備に努めてまいります。

【福祉施策の充実】

次に、福祉施策の充実についてでございます。

国全体で少子高齢化・人口減少が進行し、団塊世代のすべてが75歳に到達する、

2025年の前年となり、全国的に様々な問題が提起されております。本町においては、働き手不足が大きな問題であり、介護、福祉の分野においては異常事態ともいえる喫緊の課題であります。

また、生活様式や社会情勢が大きく変化してきており、個人や家庭が抱える課題の複合化、複雑化により、公的な支援制度だけでは対応が困難な事例が出てきているほか、地域での人間関係の希薄化、子育てに対する不安、引きこもり等による社会からの孤立などの課題が表面化してきております。

このような状況の中、令和4年に策定した「第2期南大隅町地域福祉計画」では、「見守りと助け合い笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に定めております。「自助・互助・共助・公助」の視点から社会福祉協議会や地域住民の皆様をはじめ関係機関と連携を密にし、地域住民が安心できる地域福祉の推進に引き続き取り組むとともに、令和6年度は、「南大隅町自殺対策計画」の策定年度になることから、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることへの包括的支援、施策をしっかりと盛り込んだ計画となるよう進めてまいります。

高齢者の見守り活動については、高齢化率の高い本町において重要であり、特に独居世帯については、おひとりでお亡くなりになるという悲壮な結末とならないよう、見守り、助け合い、支えあう支援活動が効果的にできますよう自治会や地区社協の組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員等の支援の輪を強化していきます。

また、令和5年度に実施した、「縁広がれプロジェクト」でのモデル自治会の取り組みを、他自治会へ展開する活動を進めるとともに、地域、自治会、個人が抱える課題の掘り起こしに努めます。

身体的な衰え等で食事が作れなくなった高齢者に、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康維持を図ることを目的とした「食の自立支援事業」をはじめ、「福祉タクシー利用助成事業」「居宅介護住宅改修事業」等により、住み慣れた地域で生活を送れるよう支援するとともに、その他の各種事業につきましても、サービスの充実に努めてまいります。

障害者福祉については、障害の有無、程度によって分け隔てられることなく、障害者の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、必要とする障害福祉サービスや相談、就業支援及び地域生活支援事業の充実に図り、障害者の自立と社会参加の促進に努めます。

また、早期療育が必要な児童に対し、児童発達支援事業や放課後等デイサービスなどの適切な療育を提供できるよう、関係機関との連携、相談支援体制の充実に努めてまいります。

また、「第3期障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画」の初年度になりますので、その計画に沿って、障害者の自立と社会参加の促進に努めます。

児童福祉については、昨年発足した子ども家庭庁のもとで実施される施策に注視しながら、本町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「子育て支援特別手当」や「子ども医療費助成」などの各種施策を実施するとともに、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定年度になることから、子育て世代のニーズを反映した計画となるよう準備を進めてまいります。また、難病を抱える児童が、肝属地区外の病院を受診する際の通院費用を助成し、保護者の経済的な負担軽減を図るとともに、子ども第三の居場所事業を実施する「からすたろうの学び家」の運営や放課後児童健全育成事業等により、子どもの日常生活を支援してまいります。

未就学児の保育につきましても、環境整備を進めるとともに、令和5年4月から

実施した全年齢保育料無償化を継続し、保護者の負担軽減、子育て支援サービスの更なる拡充を図り、「子育て支援日本一のまちづくり」を目指した子育て支援策を推進してまいります。

福祉避難所につきましては、災害時に必要な資機材の整備を進めるとともに、老朽化している老人福祉センター及びシルバー人材センターの今後の方向性について、検討を進めてまいります。

次に、介護保険事業についてでございます。介護事業所の人材不足が深刻化しております。利用者が安心して住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るためには、介護サービスの維持向上が必要不可欠でありますので、人材確保、労働環境整備等に向けて、介護事業者との情報共有、連携を強めてまいります。

また、令和6年度は「高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の初年度にあたりますので、その計画に沿って、福祉のまちづくりを進めてまいります。また、令和6年度から令和8年度までの第9期計画期間中の第1号被保険者の負担軽減を図るため、介護保険料基準額を見直すとともに、引き続き、特別会計の安定経営に努めます。

介護予防事業については、引き続きポイント事業を実施いたしますが、ポイント活用の利便性を向上させるため、商品券から現金に給付方法を変更いたします。また、「ころばん体操」や「地域サロン活動」など「通いの場」の普及啓発に努めるとともに、住まい、医療、介護、予防などを一体的に地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築に努めてまいります。

【保健・医療・健康増進】

次に、保健・医療・健康増進についてでございます。

住みなれた町で、安心して子どもから高齢者まで誰もが健康で心豊かに暮らしていくには、健康づくりは欠かすことのできない大切な要件の一つです。町民の皆さまが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、保健・医療サービスを充実させるとともに、引き続き町民の健康づくりに向けて、事業を推進してまいります。

健康づくりについては、乳幼児期から高齢期までの全町民の皆様を対象として健康相談、健康診断を実施し、生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療に努めることができるよう支援を講じております。

自ら健康づくりに関心をもってもらうため、運動指導や栄養・口腔指導などに参加した場合にポイントが付与される、健康づくりマイレージ事業の推進により健康づくりに対する関心度を上げるとともに、感染症予防対策と合わせて、町民が参加しやすい環境づくりとして健康教室のリモートでの実施の継続など、効果的な健康増進事業を推進してまいります。

また、発達特性を持つ幼児、児童が年々増加傾向にあることから、作業療法士や言語聴覚士など専門のスタッフと連携し、未就学児に対する支援の仕方や早期治療へ繋げられるよう発達支援に関する取り組みを新たに行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症について、わが国では2020年1月15日に最初の感染者が確認されて以来、4年が経過しました。

この間、感染予防・重症化予防対策のため全額公費による予防接種など様々な対策が講じられてきましたが、令和6年3月31日をもってこの全額公費によるワク

チン接種も終了し、4月からは定期並びに任意による接種になります。コロナ感染の終息が見えない中、今後も、町民の皆様が安心安全に生活できるよう、ワクチン接種体制の構築に努めます。

温泉入浴は、昔から心身の健康維持や健康増進に効果があると言われております。本町においても「ねじめ温泉・ネッピー館」を有していることから、若年層においても温泉を活用した健康の維持・増進を図るため、温泉券の発行を成人年齢の18歳まで引き下げるとともに、高齢の皆様においても、新たに年齢区分を設けまして、その区分に応じて配布枚数を増やし、若年から高齢者まで温泉療養による健康づくりを拡充してまいります。

子育て包括推進室「子育て応援センターみなまある」では、各関係機関と連携し事業を展開しております。令和5年に創設されました「出産・子育て応援交付金」事業を継続し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」については、きめ細やかな対応を行い、育児不安の解消、発育発達の支援に併せて、経済的支援にも取り組んでまいります。

また、地域や家庭環境などの違いにかかわらず、経済的事情のある妊婦の負担を軽減しつつ、妊娠初期から情報把握を行い、必要な支援につなげることを目的として、低所得世帯の妊婦を対象とした初回産科受診料の助成事業に取り組めます。

さらに、大隅地域の産科医不足は深刻なものがあり、大隅4市5町保健医療推進協議会においても、産科医師の確保事業に取り組んでおりますが、大きな解消には未だ至っておりません。安全・安心に妊娠・出産ができるよう、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対しまして、分娩取扱施設までの移動にかかる交通費などの助成を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。

次に、国民健康保険事業については、鹿児島県が財政運営の責任主体となって7年目となります。コロナ禍明けの令和5年度の医療について若干ではありますが、医療費水準が下がってはきております。

しかし、年齢構成が高い構造的な問題に加え、高水準の医療技術と新薬の開発、生活習慣病等の重症化など、さまざまな要因により財政的には、今後、非常に厳しい状況になることが考えられます。県並びに国保連合会等と連携を図りながら、特定健診・保健指導事業の取り組み及び健康増進の普及啓発を推進し、国保事業運営の健全化に努めてまいります。

将来にわたる医療費抑制に繋げるため、要介護状態の原因となり得る疾病について、若い年代からの予防対策を講じるため「ヘルスサポート事業」を展開し、若年層からの疾病に対する意識付けと医療費の高騰抑制を図るとともに、早世そうせい（若死に）予防に対する取り組みを行います。

後期高齢者医療制度については、令和5年度より疾病予防における保健事業と介護予防が一体となって協力し後期高齢者のフレイル予防を図り健康づくりの支援をする「高齢者の一体的実施事業」を実施しております。引き続き、健康寿命を延ばすために、運動教室など介護保険分野との取り組みにより、高齢者の特性を踏まえた健康課題への対策を進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を目指し、広域連合や各関係機関とのさらなる連携を図ってまいります。

地域医療の確保と医療体制については、佐多診療所と郡診療所が地域医療の核となり、「肝属郡医師会立病院」及び「恒心会おぐら病院」と連携、協力をいただきながら地域医療体制に取り組めます。

また、一次救急医療についても、引き続き在宅当番医制事業に取り組むとともに、二次救急医療体制の確立を図ってまいります。

佐多歯科診療所は指定管理を継続し、地域住民の口腔の健康増進を図り、子供から高齢者の方々までの医療体制を推進してまいります。

肝属郡医師会立病院の再整備については、令和6年1月に「実施設計」が示されましたが、令和6年度内の事業実施に向けては議会並びに町民の皆さまのご意見を拝聴しながら進めてまいります。

肝属郡医師会立病医院は南隅地域における唯一の有床病院であることを踏まえ、今後も、錦江町、肝属郡医師会、肝属郡医師会立病院と連携を図りながら、地域住民が安心して医療の提供を受けられるよう中核的医療機関としての役割を十分果たせてもらうよう再整備事業に取り組んでまいります。

大隅地域においては、医師の地域的偏在や特定診療科における医師不足が深刻化していることから、今後も大隅4市5町保健医療推進協議会において確保対策を図ります。また、医師不足については、これからの肝属郡医師会立病院の運営の中でも喫緊の課題であることを踏まえ、医師招へい事業において、関係機関、団体とともに医師の確保に取り組んでまいります。

環境衛生については、国内における様々な物価上昇は、町民の生活を大きく圧迫しており、生活必需品でもある一般家庭用のごみ袋についてもその一つであることから、令和6年度も引き続き町民の経済的負担の軽減策を図るため価格の据え置きを実施します。

また、南大隅町ポイ捨て禁止の取り組みでは、環境美化指導員による地域毎の継続的な巡回と啓発活動と合わせまして、環境美化に努めております。

ここ数年、野良猫等の異常繁殖に対する地域住民からの苦情が頻発しており、自治会の居住環境や隣人同士での争議等にも発展していることから、安心して暮らせる自治会環境改善対策を講じてまいります。

ごみの不法投棄は、人通りの少ない道路や山間部など広範囲にわたっており、投棄されるごみも衣料品や生活雑貨、大型家電など多種多様化、悪質化してきております。不法投棄は法律で固く禁じられていることから、発見した場合には、警察など関係機関と連携し、不法投棄の防止に努めてまいります。

循環型社会構築に向けては、限りある資源を保全するため、ごみの発生抑制や減量化・資源化を進め、資源を有効活用するため、ごみの分別収集により再資源化を図ってまいります。

また、合併浄化槽の普及拡大を図るための措置を講じるとともに、し尿及び生活排水の適正な処理により、生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止等に努めてまいります。

【教育行政の推進】

次に、教育行政の推進についてでございます。

「お互いを尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育」、「個々の能力を伸ばし、生きる力を育む教育」、「信頼され、地域とともにある学校づくり」、「地域社会全体で子供を守り育てる環境づくり」、「生涯学習・生涯体育の推進とスポーツ・文化の振興」を図ってまいります。

学校教育では、一人一人の個性に応じて、児童生徒の能力を最大限に伸ばすために、教育環境や教育体制の充実を図り、「生きる力」を育む教育に努め、教職員の研修を充実し、きめ細やかな指導や支援を行うことで、児童生徒の学力向上に努めます。

令和6年度の学級数及び児童生徒数の見込みは、神山小学校9学級166人、佐多小学校4学級23人、小学校合計13学級189人、根占中学校7学級129人、第一佐多中学校4学級23人、中学校合計11学級154人であり、児童生徒全体では343人となります。

令和6年度も引き続き、児童生徒の情報通信技術への理解を深め、学力の向上を図るため、GIGAスクール構想に基づいたICT教育環境を充実に努めます。また、児童生徒が、安心・安全な学校生活を送ることができるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による信頼性の高い教育環境づくりを進めます。

学校と保護者、地域住民、各種団体等がより一層の連携を深めるため、根占・佐多の両地区で立ち上げた学校運営協議会の更なる充実に努め、小中連携・小中一貫教育及び地域学校協働活動を一体的に推進します。佐多地区においては、令和7年4月に小中一貫校の開校が決定され、地域事情や学校課題に順応したソフト面ハード面双方の整備を進めてまいります。

学校施設整備については、神山小学校屋内運動場建設への準備を進めるとともに、引き続き安心安全な教育施設の整備を目指し、適切な維持・補修に努めてまいります。

子育て世代の教育環境支援策を進めるため、宮迫武蔵・オノリ教育基金を活用して、小・中学校入学支援、修学旅行助成及びネッピー・みさきちゃん奨学金償還助成について引き続き拡充を含めた取り組みを行ってまいります。

県立南大隅高校につきましては、各年度入学生徒数が定数に満たない状況であります。高校存続対策の一環として、地域に密着した魅力ある高校づくり支援のため、地域みらい留学事業を継続し、南大隅高校の魅力を全国に発信して、入学希望者の確保に努めます。

学校給食につきましては、児童生徒の心身の健全な発達に資する目的のため、地元食材を中心に、食育の推進を図り、児童生徒に安心して安全なバランスのとれた給食を提供いたします。また、宮迫武蔵・オノリ教育基金の活用と併せて、子育て世代支援と地場産物購入助成を行い、学校給食費の完全無償化を継続してまいります。

社会教育では、人権啓発や家庭教育、高齢者研修会等、社会福祉協議会などと連携し地域住民参加型の生涯学習事業を計画するとともに、各種団体と連携した、取り組みを推進してまいります。地域づくりの中心となる地区公民館活動においては、少子・高齢化が進むなかで、地域の特性を生かした自主的活動への支援を行うとともに、学校跡地などの活動拠点施設の維持管理に努めます。

青少年健全育成では、次代を担う子供たちに姉妹盟約自治体などと連携した、体験活動を行うため、チャレンジスクール事業や、中学生を対象とした町内探訪事業を行ってまいります。また、定着しておりますボランティア美化活動の「南端まちづくり活動」も協働作業による青少年育成のため継続してまいります。

図書館運営では、質の高い図書館サービスを継続するため、幅広い年齢層の利用を促進し、図書館の新たな活用法も引き続き模索してまいります。令和6年は、本町出身の絵本作家八島太郎没後30年にあたり、代表作品である「からすたろう」などの絵本の足跡をたどるため、記念行事を開催いたします。

生涯学習では、生涯にわたる生きがいづくりや、参加者同士の交流の場として重要であることから、受講希望者の声を反映した新規講座の開設に努め、受講生の増加を図るとともに、地域文化と生涯学習の振興のため、町民文化祭・生涯学習大会を

開催します。

町内に点在する文化財の保護と継承のため、関係団体と連携を図り維持・管理に努めてまいります。また、文化財公園の整備事業を進め、伝統文化の継承のため保存会などの活動を支援してまいります。

社会体育では、スポーツの振興を図り、町民の親睦と健康増進を基本理念に、町民誰もが気軽に取り組めるスポーツイベントの推進や本町の雄大な自然や特色を活かしたスポーツの推進を図ってまいります。また健康志向でウォーキング愛好家も増えてきていることから、里程標を設置したウォーキングコースの創設にも取り組み、子供から高齢者まで、より多くの皆様が気軽に様々なスポーツに親しんでいただけるよう、町体育協会と連携し、開催する「南大隅町スポーツイベントの日」をPRしてまいります。

昨年、新たに照明設備を整備いたしました「みさきドーム」をメイン会場として開催した佐多岬マラソン及び31度線ウオーク大会と、南大隅町ふれあい地産地消費フェアにつきましては、多くのボランティアスタッフのご協力と本町独自のおもてなしにたいへんご好評をいただきました。今後も町内外から多くの参加者や来場者の皆様に楽しんでいただけるよう工夫しながら、本町の魅力を発信し、交流人口の拡大及び町民の体力向上・健康増進を目指し取り組んでまいります。

社会体育施設の適正管理として、利用者ニーズに合った施設整備に努め、利用者に安全に施設を使用して頂くことを第一に、施設全体の維持管理に努め、施設の老朽化による改修やご不便に感じる部分につきましては計画的に整備を図ってまいります。

【終わりに】

まだまだ不安定な社会情勢も続いており、本町への経済的影響も多々あると感じておりますが、令和6年度も、ただ今お示ししました政策を中心に、「小さな町だからできること」にスピード感を持って「町民に喜んでいただける町づくり」のため、誠心誠意努力してまいります。

議員各位におかれましても当然、日常の議員活動におきまして町民からのご要望等を多数お聞きされると存じます。議会と執行部、情報共有しながら町民の皆様に理解され、信頼される町政を目指していきたくと考えております。

以上、令和6年度を迎えるにあたり、町政運営の基本方針と、各種施策について、令和6年度一般会計当初予算額69億2千6百79万円の計上等に基づく所信の一端を申し述べさせていただきました。

町民皆様の理解を得られるよう職員全員で知恵を出し合い、引き続き限られた予算の創意工夫による効率運用を行い、議会の皆様方のご指導ご助言を賜わり、南大隅町の活性化と更なる発展に、誠心誠意努力してまいりますことをお誓い申し上げ、令和6年度施政方針とさせていただきます。

長時間、ご清聴ありがとうございました。

引き続き各議案の提案理由の説明をいたします。

議長（松元勇治議員）

休憩をいたします。

13 : 45

～

13 : 49

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

町長（石畑博町長）

それでは、引き続き、各議案の提案理由の説明をいたします。

議案第72号は、令和6年度南大隅町一般会計予算についてでございます。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億2千6百79万円とするもので、前年度と比較して3.1%の減となっております。

なお、主な事業につきましても、施政方針と併せて説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

議案第73号は、令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条一時借入金、第3条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9千6百23万2千円とするもので、対前年度比14.2%の減となったところでございます。

続いて、議案第74号は、令和6年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千5百81万8千円とするもので、対前年度比3.3%の増となったところでございます。

続いて、議案第75号は、令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4千3百86万4千円とするもので、対前年度比0.4%の増となったところであります。

議案第76号は、令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本件は、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千8百6万6千円とするもので、対前年度比21.0%の増となったところであります。

続いて、議案第77号は、令和6年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本件は、第1条歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千71万6千円とするもので、対前年度比5.1%の減となったところであります。

続いて、議案第78号は、令和6年度南大隅町水道事業会計予算についてであります。

本件は、第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出、第5条企業債等を定めるもので、収益的収入及び支出につきましては、収入額を3億1千4百47万4千円、支出額を3億5百86万円、資本的収入及び支出につきましては、収入額を1百80万円、支出額を1億9百78万3千円とするものであります。

続いて、議案第79号は、令和6年度南大隅町下水道事業会計予算についてであります。

本件は、新たに公営企業となる予算でございます。

第3条に収益的収入及び支出、第4条に資本的収入及び支出等を定めるもので、収益的収入及び支出につきましては、収入額を5千4百72万3千円、支出額を6千4百4千円、資本的収入及び支出につきましては、収入額を1千5百93万6千円、支出額を2千4百13万9千円とするものであります。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。

総務課長（熊之細等課長）

それでは、議案第72号 一般会計予算についてご説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

議案第72号 令和6年度南大隅町一般会計予算

令和6年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億2千6百79万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（戸島和則課長）

それでは、議案第73号 国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書4ページでございます。

議案第73号 令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9千6百23万2千円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

以上、よろしくお願いいたします。

支所長（坂口達郎課長）

それでは、議案第74号 令和6年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてご説明いたします。30ページをお開きください。

議案第74号 令和6年度南大隅町診療所事業特別会計予算

令和6年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4千5百81万8千円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は31ページ、第1表 歳入歳出予算による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は33ページ、第2表 地方債による。

今年度におきましては、エックス線画像診断のシステム更新を予定しております。よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

次に、議案第75号 令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてご説明いたします。60ページをお願いします。

議案第75号 令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

令和6年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4千3百86万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、議案第76号 令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてご説明いたします。84ページをお願いいたします。

議案第76号 令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

令和6年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千8百6万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

以上、よろしく願いいたします。

町民保健課長（戸島和則課長）

続きまして、議案第77号 後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明いたします。98ページでございます。

議案第77号 令和6年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5千71万6千円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

以上、よろしく願いいたします。

建設課長（中村喜寿課長）

続きまして、議案第78号 令和6年度南大隅町水道事業会計予算についてご説明いたします。水道事業会計の予算書2ページをお願いいたします。

議案第78号 令和6年度南大隅町水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和6年度南大隅町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数、3,566戸。

2、年間総配水量、755,503m³。

3、1日平均配水量、2,070m³。

4、主な建設改良事業 浄水場及び配水管整備事業、1百80万円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 事業収益 3億1千4百47万4千円。

第1項 営業収益 1億3千1百56万5千円。
第2項 営業外収益 1億8千2百90万9千円。

支出

第1款 事業費用 3億5百86万円。
第1項 営業費用 2億9千18万9千円。
第2項 営業外費用 1千4百66万1千円。
第3項 特別損失 1万円。
第4項 予備費 1百万円。

3ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7百98万3千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

収入

第1款 資本的収入 1百80万円。
第1項 企業債 1百80万円。

支出

第1款 資本的支出 1億9百78万3千円。
第1項 建設改良費 3百45万5千円。
第2項 企業債償還金、1億5百32万8千円。
第3項 予備費 1百万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道事業債、限度額1百80万円

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。
ご確認をお願いいたします。

4ページをお願いします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、営業費用と営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費 2千6百86万7千円。

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の経営補助のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億9百73万1千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1千万円と定める。

以上、よろしくお願ひいたします。

支所長（坂口達郎課長）

それでは、議案第79号 令和6年度南大隅町下水道事業会計予算について説明いたします。2ページをお開きください。

議案第79号 令和6年度南大隅町下水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和6年度南大隅町下水道事業会計の予算は、次の定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1項 排水戸数 2,180戸。

2項 年間総排水量 214,985m³。

3項 1日平均排水量 589m³。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 事業収益 5千4百72万3千円。

第1項 営業収益 9百62万円。

第2項 営業外収益 4千5百10万3千円。

支出

第1款 事業費用 6千4百万4千円。

第1項 営業費用 6千2百17万4千円。

第2項 営業外費用 1百33万円。

第4項 予備費 50万円。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が8百20万3千円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

3ページをお開きください。

収入

第1款 資本的収入 1千5百93万6千円。

第5項 出資金 1千5百93万6千円。

支出

第1款 資本的支出 2千4百13万9千円。

第2項 企業債償還金 2千4百13万9千円。

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ6千4百万9万6千円及び3千20万4千円である。

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1項、営業費用と営業外費用。

(他会計からの補助金)

第7条 下水道事業の経営補助のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1千9百21万3千円である。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

議案第72号 令和6年度南大隅町一般会計予算について、質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第73号 令和6年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第74号 令和6年度南大隅町診療所事業特別会計予算について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号 令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号 令和6年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第77号 令和6年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第78号 令和6年度南大隅町水道事業会計予算について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第79号 令和6年度南大隅町下水道事業会計予算について質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第72号から議案第79号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っております。ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号から議案第79号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、予算審査特別委員会を招集します。

委員長・副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は年長の委員が行うことになっています。

全員協議会室でお願いします。

暫時休憩します。

14 : 16

～

14 : 25

(予算審査特別委員長・副委員長 互選)

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に上之園健三議員、副委員長に森田重義議員が互選されましたので報告します。

▼ 散 会

議長（松元勇治議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月14日、午前10時から開きます。

3月4日からは、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和6年 2月28日 午後 2時25分